

意見検討結果一覧表

（案名： 「いわて特別支援教育推進プラン」（2024～2028）（案）」）

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>基本理念の「共に学び、共に育つ教育」から言えば、障がいを持つ子どもたちが特別支援学級や特別支援学校に区別されている実態を変えていかなければならないのではないかと。障がいを持つ子どもが、普段の学校生活から同じ空間で活動することが、共生社会及び人権尊重への近道であると考えます。</p>	4	<p>共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築に当たっては、障がいのある子どもとない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すものでありますが、それぞれの子どもが、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことが大切であると捉えています。</p> <p>そのためにも、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるため、最も効果的に指導できる場で、適切な指導と必要な支援を行っていくことが基本的な考え方となります。</p> <p>今後も、インクルーシブ教育システム構築の考え方についての理解を図りながら、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、学校教育分野における取組を進めていきたいと考えています。</p>	D 参考
2	<p>特別支援教育は特別支援学級、特別支援学校等で実施するものという考えを払しょくしたいです。「特別支援教育は、必要とするみんなのもの」です。</p>		<p>1頁で、「特別支援教育の取組を推進することにより、すべての人がお互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを図ることで、共生社会の実現を目指します」としていますので、本推進プランの基本的な考え方の理解推進を図っていきたいと考えます。</p>	C 趣旨同一
3	<p>現段階で完全なインクルーシブを求めることは準備がたりないかもしれませんが、お互いの存在を普段の学校生活の中で感じあえる環境が、第一歩だと考えます。できるだけ多くの多様な子どもたちが、同じ屋根の下で学べる地域の学校の存在意義は大変大きく尊いということをお伝えしたいです。</p>		<p>1頁で、「特別支援教育の取組を推進することにより、すべての人がお互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを図ることで、共生社会の実現を目指します」としています。</p>	C 趣旨同一

4	<p>特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する具体的な言及がないため、どこかに入れてほしい。そういう子どもたちも存在することをはっきり明示してほしい。</p>		<p>1 頁で、「特別支援教育の取組を推進することで、すべての人がお互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる地域づくりを図ることで、共生社会の実現を目指します」としていることから、特定分野に才能のある児童生徒についても含まれているものであります。</p>	C 趣旨同一
5	<p>昨年、国連の障害者権利委員会より、障害者権利条約に関する対日審査があり、日本のインクルーシブ教育について改善要求が示されました。そのような状況の中、岩手県においても、どのように「ともに学び、ともに育つ教育」・インクルーシブ教育を進めていくか、新「推進プラン」の中に具体的に盛り込む必要があると考えます。</p>	1	<p>「共に学び、共に育つ教育」の推進のため「つなぐ」、「いかす」、「支える」の3つのキーワードに基づく施策の方向性と具体的施策により構成しています。各施策がすべての幼児児童生徒の学びの充実につながるように進めていくこととします。</p>	D 参考
6	<p>「(2) 国の動向」について 4段落目のあとに、下記の内容について挿入が必要と考えます。 同年（令和4年）9月に、国連障害者権利委員会により「障害者権利条約」について日本政府に対して総括所見（勧告）が出されました。勧告では、「教育に関する施策、法律、通達等において、インクルーシブ教育を受ける権利を認識し、全ての障害のある生徒があらゆるレベルの教育において、合理的配慮と必要な支援を受けられるように、特定の目標、時間枠、十分な予算で質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を策定すること」という内容等が示されました。</p>		<p>いただいた御意見の理念を共有しながら、特別支援教育の推進に取り組んでいくこととします。</p>	D 参考
7	<p>「(2) 国の動向」について 最終段落の「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」では、「障害者権利委員会からの勧告を踏まえること」「全ての教師が障害のある児童生徒を含む多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提」「まずは通常の学級でできうる方策を検討」「インクルーシブな学校運営モデルの創設」等が示されています。 共に学び、共に育つ教育を推進する上で、国の動向について上記の内容も記載する必要があると考えます。</p>		<p>いただいたご意見を参考に、2頁の「(2) 国の動向」を以下のように修正しました。 また、令和5年3月の「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」では、<u>令和4年9月の障害者権利委員会対日審査における総括所見等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念の更なる実現に向けて、特別支援教育に関する校内支援体制の充実、通級による指導の充実、特別支援学校の専門性を活かした取組等を中心に検討を進め、その方向性が示されました。</u>と記載しました。</p>	B 一部反映

8	<p>令和5年3月、中教審「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」では、「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべき」「障害のある児童生徒が特別な存在ではなく、当たり前共存し、特別な支援も特別でないと受け止められる環境の醸成が求められる。」と記載されています。この基本的な考え方は重要であり、推進プランの「国の動向」に記述することが必要と考えます。</p>	1	<p>いただいたご意見を参考に、3頁の「2 いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の基本的な考え方」を以下のよう修正しました。</p> <p>新推進プランにおいては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を踏まえ、これまでの推進プランを継承し、基本理念を「共に学び、共に育つ教育」を推進するとともに、すべての人がお互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することのできる地域づくりを図ることで、共生社会の実現を目指していきます。</p>	B 一部反映
9	<p>「推進プラン（2024～2028）の基本的な考え方」について 4行目 新推進プランの説明に、前述「障害者権利委員会からの勧告を踏まえること」を受けた、国や各自治体の動向も参考に、下記の内容を加える必要があると考えます。</p> <p>「新推進プランは、国が「障害者の権利に関する条約」について勧告を受けた内容について、県としてもどのようにその趣旨を踏まえるか検討する場を設け、国が推進する「インクルーシブな学校運営モデルの創設」等について、「いわて県民計画」、「岩手県教育振興計画」の基本目標及び施策推進の基本方針や、「障害者プラン」や、県教育委員会等における他の計画との整合性を図りながら、県教育委員会各担当課、関係機関と連携し取組みを進めていきます。」</p>		<p>いただいたご意見を参考に、特別支援教育に係る各政策についてはプランの記載の通り、すべての幼児児童生徒の学びが充実するように、関係機関と連携しながら取組を進めていくこととします。</p>	C 趣旨同一
10	<p>令和4年9月、国連障害権利委員会により日本政府に対して勧告（総括所見）が出されました。中教審「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」には「障害者権利委員会の報告を踏まえること」と記載されています。このことは「国の内外の動向」として岩手県としても踏まえる必要があると考えます。</p>	1	<p>3頁「【図】いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）の基本的な考え方の概念」に示した通り、本プランは「障害者の権利に関する条約」も踏まえながら作成しておりますので、障害者権利委員会報告も踏まえています。</p>	C 趣旨同一
11	<p>「・教育支援に関する各市町村への助言・援助」に特別支援学校を追加し、「・教育支援に関する各市町村及び特別支援学校への助言・援助」としていただきたい。</p> <p>一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じ、児童生徒及び保護者の意思を尊重した適切な教育相談が特別支援学校においても行えるよう指導、助言をお願いいたします。</p>	1	<p>教育支援に関する助言・援助については、必要に応じて特別支援学校へも行っていることから、ご意見の通り、特別支援学校も含まれるように記載を修正しました。</p>	A 全部反映

12	複数の市町村の就学指導について、就学後の状況を追いながら、委員会の判断の検証を行い、一定の個人ではなく委員会として判断する状況をしっかり確認してほしいです。	1	11 頁の「市町村教育支援担当者会議」において、就学先決定までのプロセスや就学先決定後の教育支援の継続等についての研修を実施し、特別な教育的支援を必要とする子どもの就学のための手続きについての理解を深めていくこととしています。また、5 頁の「教育支援に関する各市町村及び特別支援学校への助言・援助」を行うことで、早期からの教育支援体制の整備・充実を図っていくこととしています。	C 趣旨同一
13	就学前の段階で本人及び保護者に対して、普通学級での合理的配慮を含めた十分な情報提供をした上での教育相談・支援、就学相談をし、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した教育支援体制の整備・充実を図る必要があると考えます。	2	11 頁の「市町村教育支援担当者会議」において、就学先決定までのプロセスや就学先決定後の教育支援の継続等についての研修を実施し、特別な教育的支援を必要とする子どもの就学のための手続きについての理解を深めていくこととしています。また、5 頁の「教育支援に関する各市町村及び特別支援学校への助言・援助」を行うことで、早期からの教育支援体制の整備・充実を図っていくこととしています。	C 趣旨同一
14	「乳幼児健診」や「就学児健診」の結果により早期に子どもたちの学びの場が分けられないことがないよう、本人、保護者の考えやニーズを十分に考慮した就学や支援体制がつけられることが必要と考えます。	2	11 頁の「市町村教育支援担当者会議」において、就学先決定までのプロセスや就学先決定後の教育支援の継続等についての研修を実施し、特別な教育的支援を必要とする子どもの就学のための手続きについての理解を深めていくこととしています。また、5 頁の「教育支援に関する各市町村及び特別支援学校への助言・援助」を行うことで、早期からの教育支援体制の整備・充実を図っていくこととしています。	C 趣旨同一
15	現プランにあった<市町村>「就学後の合理的配慮や学びの場等の継続した検討・調整」が新プランには記述されていません。中教審「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」においても、「学びの場を柔軟に変更できるようにしていくことが重要である」と記されています。本人・保護者が希望する場合、ユニバーサルデザインや合理的配慮の体制を整えることで、特別支援学校等から居住する地域・副次的な籍がある学校への転入ができるよう、プランの中で引き続き重点施策として取り組むことが必要と考えます。	2	ご意見の通り「就学後の合理的配慮や学びの場等の継続した検討・調整については、引き続き行っていくこととしておりますので、修正いたします。	A 全部反映

16	小中学校から特別支援学校への就学において、「教育支援のためのガイドライン」にある留意事項の理解がされておらず、各市町村担当者の解釈によって教育支援が手続きされていると言わざるを得ないケースがあります。熟読すれば誤解される文言ではないと個人的には考えますが、理解促進の必要性は感じます。		ご意見を踏まえ、さらに理解促進を進めていきます。	D 参考
17	就学に関する保護者への情報提供において、それらの情報提供は決して支援学級や支援学校への就学を促すような利用のされ方は避けたい。あくまで、子どもの学び方の選択肢を提供するという立場を、情報提供する教育関係者は大事にしてほしいと考えます。		11 頁の「市町村教育支援担当者会議」において、就学先決定までのプロセスや就学先決定後の教育支援の継続等についての研修を実施し、特別な教育的支援を必要とする子どもの就学のための手続きについての理解を深めていくこととしています。また、5 頁の「教育支援に関する各市町村及び特別支援学校への助言・援助」を行うことで、早期からの教育支援体制の整備・充実を図っていくこととしています。	C 趣旨同一
18	県教育支援委員会による市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助の内容に「共に学び、共に育つ教育」の推進に基づき、普通学校での合理的配慮の実施を含めた教育相談・支援の実施について助言・援助することが必要だと考えます。		市町村教育支援委員会への教育支援に関する助言・援助の内容には、通常の学級における合理的配慮を含めた教育相談・支援の実施についても含まれています。	C 趣旨同一
19	障がいを持つ子どもの進路について、選択肢が狭められている。進学・一般就労・福祉的就労等において、いずれも受け入れが少ない現状がある。子どもたちの選択肢が広がるような教育の在り方を構築するとともに、受け入れ先の拡充と理解が必要である。	4	7 頁の「(2) 卒業後を見据えた指導・支援の充実」において、「特別支援学校と企業との連携協議会」や実習や雇用を受け入れてくれる「いわて就労サポーター制度」、「特別支援学校技能認定会」など、引き続き様々な就労支援に関する取組を進めていくことで受け入れ先の拡大を図ることとしています。	C 趣旨同一
20	障がい者の自立や地位向上には、収入の安定が欠かせない。安定的な雇用を確保するために、障がい者の一般就労先を増やす必要がある。また、専門学校または大学などの進学も受け入れを広くさせるための方策を盛り込んでほしい。	4	進路については、本人や家族の考えを学校と確認しながら進めることが大切であると捉えています。本人・家族・学校間で相談を繰り返しながら、可能な範囲で、希望する進路が実現できるよう取り組んでいきます。 7 頁の「(2) 卒業後を見据えた指導・支援の充実」において、「特別支援学校と企業との連携協議会」や実習や雇用を受け入れてくれる「いわて就労サポーター制度」、「特別支援学校技能認定会」など、引き続き様々な就労支援に関する取組を進めていくことで一般就労先の拡大を図ることとしています。	C 趣旨同一

21	<p>卒業後を見据えた指導・支援の充実をして、個々に配慮した支援の充実を求めるとともに、自立活動重視の指導ではなく、社会への理解を広めていく支援の充実になることが必要と考えます。</p>		<p>7頁の「(2) 卒業後を見据えた指導・支援の充実」において、「特別支援学校と企業との連携協議会」や実習や雇用を受け入れてくれる「いわて就労サポーター制度」、「特別支援学校技能認定会」など、引き続き様々な就労支援に関する取組を進めていくことで社会への理解を広め、支援の充実につながるよう取り組んでいきます。</p>	C 趣旨同一
22	<p>特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、通常授業を担当しながら外部支援に当たっています。支援に出る際は空き時間をやりくりしたり、他の教職員が補充に入ったりして対応している状況です。学級担任と兼務している場合もあり負担が大きいと考えます。センター機能の充実のためにも加配による増員が必要と考えます。</p>	2	<p>8頁の「適時性・継続性等の視点による段階的な支援の実施」により、校内での一次支援、近隣校や関係教育委員会による二次支援を行うこととしています。校内での支援体制の整備に努めることとし、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターだけではなく、地域の小中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーター、特別支援教育エリアコーディネーターと連携しながら、地域の特別支援教育の充実・推進を図っていくこととしています。</p> <p>センター的機能に関する加配については、現状においても行っております。今後につきましても、いただいたご意見や地域の特別支援教育の現状等を参考にし、総合的な視点で検討していくこととします。</p>	D 参考
23	<p>センター的機能を果たす職員含め、全体的に教員の数が足りなすぎる。魅力的な職業と見られるような抜本的な改革をのぞみます。</p>		<p>センター的機能に関する加配については、現状においても行っております。今後につきましても、いただいたご意見や地域の特別支援教育の現状等を参考にし、総合的な視点で検討していくこととします。</p>	D 参考
24	<p>「児童生徒が授業内容がわかり、学習活動に参加している実感、達成感をもちながら」を「児童生徒が、主体的・協働的に学習活動に取り組み、達成感をもちながら」に修正をお願いしたい。</p> <p>プラン（案）で示された「授業内容が分かる」ことは、一つのめざすべき姿ではあるものの、「分かる」「分からない」という表面的な姿にとどまらず、どのように児童生徒が主体的に授業に取り組めるための授業づくりを行っていくかという視点や友達や地域などのかかわりをもちながら協働的な学習展開を図っていくかという視点が、どの校種、障がい種においても今後の授業づくりに大切であると考えます。</p>		<p>ご意見のとおり、教育上特別な支援が必要な児童生徒を含めたすべての子どもたちが、主体的に学ぶことと協働的に学ぶことをバランスよく行い、学習活動に参加している実感と達成感をもつことが必要であることから、ご意見を参考に、すべての幼児児童生徒の学びの充実につながるよう取組を進めていくこととします。</p>	D 参考

25	<p>本プラン（案）において、小中学校特別支援学級等の担任が任命されている特別支援教育中核コーディネーターは重要な役割を果たすことが求められています。一方で、特別支援教育中核コーディネーターは、学級担任をしていることから、地域内の研修や相談等の業務を行うことが物理的に難しい状況にあります。</p> <p>そこで、特別支援教育中核コーディネーターが配置されている学校への人的支援があることで、本プラン（案）で求められている役割を果たすことができると考えます。上記の特別支援学級編制基準の見直しとともに検討をいただきますようお願いいたします。</p>		<p>8頁の「★地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援」において、特別支援教育中核コーディネーター業務推進連絡会を実施することとしており、特別支援教育中核コーディネーターが互いに各地域における業務推進状況を共有し、業務の明確化を図り、特別支援教育の推進につなげるものとします。</p> <p>人的支援については、いただいたご意見や地域の特別支援教育の現状等を参考にし、総合的な視点で検討していくこととします。</p>	D 参考
26	<p>一次支援、二次支援が機能しておらず、すぐに特別支援学校による三次支援に進んでいるケースが多くみられます。校内支援については、各校により差があると感じています。中核コーディネーターによる指導支援の状況が見えないと感じますし、そもそも中核コーディネーター自身がその役割を認識されていなかったり、所属校においても本務調整が難しかったりするために役割を果たせないとことを耳にします。特別支援教育の充実には、特に今、幼保、小中学校への注力が急務であると考えます。</p>		<p>「適時性・継続性等の視点による段階的な支援の実施」については、引き続き充実を図っていきます。また、同じく8頁の「★地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援」において、特別支援教育中核コーディネーター業務推進連絡会を実施することとしており、特別支援教育中核コーディネーターが互いに各地域における業務推進状況を共有し、業務の明確化を図り、もって特別支援教育の推進につなげるものとします。</p>	C 趣旨同一
27	<p>通常学級こそ、子どもたちに合わせた柔軟な学びの場を提供するように変えていく必要があります。その点で、合理的配慮やユニバーサルデザインによるインクルーシブ教育の推進に、特別支援学校の専門性を注入できればと考えます。</p>		<p>8頁の「○継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援」において、「小・中・義務教育学校のすべての学級を対象とした継続型訪問支援の実施」や「すべての校種への随時相談支援の実施」の中で、特別支援学校の専門性を生かしながら指導・支援の改善につなげていくこととしています。</p>	C 趣旨同一
28	<p>エリアコーディネーターの配置変更と同時に、盛岡青松支援学校に、外部支援を担当する専門チームをつくり、小・中・義務教育学校、高等学校への支援の充実を図ってはいかがでしょうか。</p>		<p>外部支援を担当する専門チームについては、設置に必要な条件の整理等を行うこととします。</p>	D 参考
29	<p>「中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした授業交流・研修等の実施」を「中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした地域内の複数校の特別支援学級における授業交流・研修等の実施」に修正をお願いしたい。</p> <p>どの学校でも実施され、多くの特別支援学級担任の授業力向上に結び付く取組を推進していきたいと考えます。</p>		<p>中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした取り組みではありますが、複数の学校で実践することが望ましいと考えますので、ご意見の通り修正します。</p>	A 全部反映

30	子どもたちを診断名だけで捉えることなく、適切な教育を受ける機会を失わせ、活躍する場も与えていないという問題があることを認識したうえで、新しい方針作りをお願いしたい。		10 頁の「各校種の特別支援教育の推進」において、各校種の実情に応じた指導・支援の推進を図るとともに、11 頁の「教職員等の専門性の向上」において、各種研修を実施することで、特別支援教育の専門性の向上に努めることとします。	D 参考
31	小・中・義務教育学校等、高等学校等における教育諸条件の整備・充実に関して、特別支援学級・通級指導教室の他に、普通学級で学びたいというニーズに対応できる「普通学級におけるユニバーサルデザインと合理的配慮」に対応する教育諸条件の整備推進が必要だと考えます。	3	11 頁「○多様性を前提とした学級経営、教科教育と特別支援教育の融合」において、ユニバーサルデザインと合理的配慮に対応する教育の推進を図っていくこととします。	C 趣旨同一
32	高校で学ぶ生徒及び担当者へ、進路指導に関する支援が必要です。		11 頁の「★高等学校における指導・支援の研究」において、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への支援の充実に向け、校内支援体制や進路支援体制についてのリーフレットを作成し、普及することとしています。	C 趣旨同一
33	特別支援学校公開授業研究会については、在籍している児童生徒の実態によっては、校内での研究授業や互見授業の実施や公開授業への参加が困難であるケースがあります。公開授業実施には、検討が必要であると考えます。		校内の事情等を踏まえ、校内での十分なご検討をお願いします。	F その他
34	学校全体で特別支援学級を支える共通の仕組みづくりを推進してほしいです。特別支援学級に携わる教員が通常学級の職員と連携できる仕組みづくりをお願いします。		11 頁「公立小・中・義務教育学校管理職研修」「高等学校管理職研修」において県教育委員会では、特別支援教育の内容を組み入れることで、各校種における特別支援教育の体制整備についての理解・啓発に努めていくこととしています。	C 趣旨同一
35	近年、「きこえ・ことばの教室」担当者の定年退職等が増加し、「きこえ・ことばの教室」を担当する教員の人材が不足している状況です。「きこえ・ことばの教室」担当者は、特別な指導技術を必要とするため、県立総合教育センターで行われている「通級による指導担当教員養成講座」への応募が増えています。一方で、本養成講座の定員が定められているため、希望する教員が受講できない状況が続いています。そこで、本養成講座の定員を増やすことを検討いただきますようお願いいたします。		12 頁の「○特別支援学校教員」、「特別支援学級・通級による指導担当教員等研修」において、ことばの教室担当教員の専門性の向上のための講義動画の作成をすることとしています。 通級による指導担当教員養成講座の定員を増やすことについては、いただいたご意見や県内通級指導教室の実情等総合的な観点により検討していくこととします。	D 参考



36	<p>文部科学省「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」(R5.3)では、通級による指導の充実が盛り込まれ、そのための一つとして「巡回指導」の促進が位置付いています。本プラン案においても、「特別支援学級・通級指導教室の整備促進」が盛り込まれていることから、通級指導教室の巡回指導の促進についても、重点として取り組んでいただきますようお願いします。</p> <p>あわせて、小中学校に設置されているLD等通級指導教室は、指導のニーズが高いものの設置校が少ない状況であることから、設置校を増やしていただきますようお願いいたします。</p>		<p>巡回指導については、12頁の「○特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした研修」において、情報交換の機会を設けて、各地域の取組事例の共有を図ることから進めたいと考えています。</p> <p>また、14頁の「○特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備推進」において検討を進めることとしています。</p>	D 参考
37	<p>文部科学省「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」(R4.3)において、「任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること」が明示されました。特別支援学級担任の指名は校長の役割であり、今後、取組を推進していきたいと考えておりますので、県教育委員会においてもご支援をお願いします。</p> <p>あわせて、小中学校と特別支援学校間の人事交流についても、対象人数を増やすなどの検討をお願いいたします。</p>		<p>12頁「○特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修」において、特別支援教育担当認定制度を継続し、特別支援教育新任担当教員研修講座、2年目・3年目研修講座を実施することで、専門性の向上について支援をしていくこととします。また、13頁の「○特別支援学校と小・中・義務教育学校、高等学校との交流人事促進」において、各校種における特別支援教育、教科等指導、学級経営等の向上につなげる交流人事を促進していくこととしています。</p>	C 趣旨同一
38	<p>&lt;目指す姿&gt;の中で、障害のある本人が生きる力を身に付けていくことと同時に「障害のある子もない子と共に学ぶことによりお互いに支え合う気持ち」を育てることが大切だと考えます。障害を「社会モデル」で捉えたときに、本人を支える環境・地域資源は、何より同級生です。小さい時から一緒に学ぶことにより、子どもたちが日常の生活の中で合理的配慮を生み出していく関係性を創り、そのことが将来の共生社会につながると考えます。</p>	1	<p>13頁「(3)連続性のある多様な学びの場の充実」において、「幼児児童生徒一人ひとりの目標を明確にしながら交流及び共同学習を推進し、障がいのある児童生徒等にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、共生社会の形成に向けた経験の拡充や、社会性や豊かな人間性、多様性を尊重する心を育むことが大切」としております。目指す姿にあるように、各園・校において、交流及び共同学習を推進することにより、幼児児童生徒が共生社会の形成に向けた経験を広げたり、社会性や豊かな人間性、多様性を尊重する心を育てたりすることとします。</p>	C 趣旨同一
39	<p>交流及び共同学習の充実については、副次的に置く籍「交流籍」が家庭の事情によらず、地域の学校で学ぶ機会を保障する取組にしていくことが必要と考えます。</p>		<p>交流及び共同学習の充実については、児童生徒等へのねらいを明確にしながら取り組むこととしています。交流の方法なども検討しながら、可能な限り地域の学校で学ぶ機会を保障できるように取り組んでいくこととします。</p>	D 参考

40	<p>「特別支援学校における教育諸条件の整備・充実」について、重点施策として「★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用」という項目があるが、「★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用・整備」の方が望ましい。また、その取組として「地域型特別支援学校分教室の推進」とあるが、「地域型特別支援学校分教室の設置推進」の方が望ましい。</p>		<p>14 頁の「特別支援学校における教育諸条件の整備・充実」の「★特別支援学校の整備推進」については、特別支援学校整備計画（令和 3 年度～令和 10 年度）を基に進めているところです。今後については、新推進プランの期間内に、特別支援学校の整備に関する課題の整理と方針の検討を行うこととしています。</p>	D 参考
41	<p>分教室は独特な多くの課題を多く抱えながら、それに応じた県の方針がないように感じます。学習集団としての規模、隣接校との関係、学習環境、人事希望の少なさ等課題は様々ありますが、いっそ支援学校よりインクルーシブな立地を生かし、岩手県の特別支援教育の最先端と捉え、交流の先進的な取組を進めていくのはどうでしょうか？</p>		<p>14 頁「★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用」に記載しました、「特別支援学校分教室連携推進連絡会」により、各分教室の実情に応じた運営についての情報共有を行い、分教室運営の充実を図っていきたく考えています。</p> <p>また、13 頁「交流籍」を活用した交流及び共同学習の円滑な実施」の中で、特別支援学校分教室が設置されている市町村の小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒の教育的ニーズに応じた交流及び共同学習を継続的に実施することとしており、「地域に根ざす特別支援教育」の一層の充実を図ることとしています。</p>	C 趣旨同一
42	<p>宮古恵風支援学校の環境整備はぜひ必要です。通学はもちろん、児童生徒の教育環境としては不適切だと感じます。早急な改善をお願いします。</p>	2	<p>14 頁の「★特別支援学校の整備推進」については特別支援学校整備計画（令和 3 年度～令和 10 年度）を基に進めているところです。今後については、新推進プランの期間内に、特別支援学校の整備に関する課題の整理と方針の検討を行うこととしています。</p>	C 趣旨同一
43	<p>支援学校に入学しても、通学が難しいケースもあるので、スクールバスの経路拡大をお願いしたいです。</p>		<p>通学支援については、地域や児童生徒、学校の実情等を踏まえた上で福祉機関など関係機関とも調整を図りながら、通学支援の在り方について、引き続き、多角的・総合的に検討していくこととします。</p>	D 参考

44	<p>現在、特別支援学級編制基準は8名で1学級となっております。一方で、近年、障がいが多様化するとともに、インクルーシブ教育が進み、特別支援学級で特別支援学校での就学が望ましいと判断された児童生徒の受け入れも多くなっています。こうした中、一人の担任が8名の児童生徒の指導を行うことは現実的に不可能であり、この学級編制基準の見直しが喫緊の課題であると考えております。これまでも、県教育委員会においても、国への要望や県独自に在籍数が多い特別支援学級へ加配措置を行うなどの配慮をいただいているところですが、他自治体においても、自治体独自に特別支援学級編制基準を6名にするなどの取り組みが見られます。つきましては、本県においても特別支援学級の学級編制基準の見直しを進めていただきますようお願いいたします。</p>		<p>学級編制の見直しや県独自の特別支援学級における学級編制の見直しについては、いただいたご意見や他県の取り組み状況、地域の特別支援教育の現状等を参考にし、総合的な視点で検討していくこととします。</p>	D 参考
45	<p>近年、小中学校においては、愛着障がい等により問題行動が顕著化し個別対応が必要とされる児童生徒の増加とその対応に苦慮している状況が見られます。こうした児童生徒の中には、医療機関や福祉相談機関と連携しているケースも多く各市町村教育支援委員会において、病弱特別支援学校への就学が望ましいという判断が出る児童生徒も多くいます。</p> <p>こうした児童生徒の望ましい学習環境の整備は、大きな検討課題であると考えます。そこで、例えば、県教育委員会で有識者会議のような場で検討いただくなど、現状を改善していくための手立てを講じていただきたくお願いいたします。</p> <p>その中では、例えば、短期的に病弱特別支援学校に在籍し、状況により小中学校に転籍するなど、フレキシブルな教育支援体制をモデル的に行うなどの取組も考えられます。いずれ、今後、こうした児童生徒は増加することが見込まれることから、早急な対応をお願いいたします。</p>		<p>14 頁の「(1)多様なニーズに対応した教育諸条件の整備・充実」において、「多様なニーズを把握しながら、総合的観点による教育環境の検討を行ったうえで整備・充実させていくことは大切である」とし、多様なニーズに対応した教育環境の整備・充実につなげていくこととしています。</p> <p>学習環境の整備に関する検討の場については、いただいたご意見を基に、既存の会議の活用も踏まえながら考えていくこととします。</p> <p>就学の在り方については、子どもの発達の状態、適応の状況、学校や学級の環境の環境等を勘案しながら、定期的に教育相談や就学先の検討を行うなど、就学先決定後の教育支援の継続を図っていくこととします。また、6 頁の「○県教育支援委員会による市町村教育委員会への教育支援に関する助言・援助」において、県教育委員会学校教育室や就学支援アドバイザーによる助言・援助を活用し、円滑な就学支援になるように努めることとしています。</p>	D 参考
46	<p>令和 10 年度までの整備計画に盛り込まれていない複数の学校をどのように整備していくか、課題と今後の方向性について開かれた場での検討が必要だと考えます。その際は、インクルーシブ教育の視点からも地域の学校がどうあるべきか、普通学校と一体的に協議することも必要だと考えます。</p>		<p>14 頁「★特別支援学校の整備推進」において、特別支援学校の整備に関する課題の整理と方針の検討を進めることとしています。</p>	D 参考

47	小・中学校等の現状について、特別支援学級の増加と担当職員員の不足を多く耳にします。根本的に職員員の体制が整っていないために特別支援教育の整備・充実が二の次になっている印象があります。現状の正確な把握と分析が必要かと感じます。		14頁「(1)多様なニーズに対応した教育諸条件の整備・充実」において、「多様なニーズを把握しながら、総合的観点による教育環境の検討を行ったうえで整備・充実させていくことが大切です」としておりますので、現状の把握と分析をしながら、整備・充実を図っていくこととしています。	D 参考
48	中学校の職員数、支援学級の担任の数を学級数、生徒に応じて必ず配置していただきたい。		教員の配置については、教員の確保に努め、学級数に応じ適切に配置していきます。	D 参考
49	学校での医療的ケアがネックとなって、地域の学校への在籍を諦めざるを得ない現状を改善する必要がある。インクルーシブ教育を推進させるために、必要な学校に看護職員を常駐させることを盛り込んでほしい。	4	地域の小中学校への医療的ケアの看護職員の配置については、配置されている学校もありますが、今後ますます小中学校に医療的ケアが必要な児童生徒が入学する可能性もあります。市町村教育委員会や関係機関等との連携を図りながら、できる限り体制整備の支援を行いたいと考えています。	C 趣旨同一
50	県民向け公開講座に、インクルーシブ教育に関する研修の実施を希望します。他県の取組みの紹介等、共生社会について考えるきっかけとなる機会を増やしてほしいです。	2	いただいたご意見やこれまで参加された方のアンケート等を踏まえ、内容を検討していくこととします。	D 参考
51	特別支援教育サポーター養成講座の内容について、参加者の事後アンケート等を参考に進めることが有効であると考えます。		特別支援教育サポーター養成講座の内容等について、各校の取組を集約し、各校で参考にするなど、より良い講座となるよう取り組んでいきます。	D 参考
52	学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要だと考えます。余暇活動の枠にとどまらず、学校卒業後の学び、スポーツや文化活動等、生涯学習の充実に向けた取組が必要だと考えます。	1	16頁「スポーツや文化芸術活動を通じた生きがいがづくり、地域とのつながりづくり」を推進し、学校卒業後も生涯を通じてスポーツや文化活動を楽しむことができるよう、各校種の体育連盟や競技者団体、大学や芸術団体と連携した事業を実施することとしています。 また、ご意見のとおり、学校卒業後において、余暇活動の枠にとどまることなく「いつでも・どこでも・だれでも」が学びたい時に学ぶことができる生涯学習の充実に取り組む必要があることから、本文を「卒業後の生涯学習（余暇活動を含む）の充実に向けた情報提供」に改めます。	B 一部反映
53	公共交通機関や障がい者向け自動車学校など、移動手段に関わる部分の拡充を盛り込んでほしい。	4	移動手段の拡充については、保護者の意向、公共交通機関等の利用状況の把握に努めるとともに、関係機関に対し、ご意見等の内容をご理解いただきながら、連携を深めていきます。	D 参考
54	推進プランや就学に係るリーフレット、SCやSSWについての周知をお願いしたいです。		特別支援教育に関する情報については、積極的な発信に努めていくこととします。 SC、SSWについては、それぞれ「活用指針」を作成し、年度始めに各学校に周知しています。今後も、SC、SSWの効果的な活用が図られるよう周知に努めてまいります。	D 参考

55	学校・行政・福祉の連携は大事であるが、連携の在り方については検討が必要であると感じます。		意見の通り、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応できるよう、関係機関との連携の在り方については、今後も検討を重ねていくこととします。	D 参考
56	学校や相談する場所等について、誰でもわかるようなパンフレットがあればよいと思います。		岩手県教育委員会で作成した、特別支援教育指導資料No.46「共に学び、共にいきるいわて」に市町村、医療・教育・福祉・労働、特別支援学校の関係機関一覧が記載されております。 また、岩手県教育委員会が協力して作成した「いわてこども発達支援サポートブック」に特別支援学校や相談機関に関する情報が記載されております。どちらも県のHPに掲載していますので、参考にしてください。	F その他
57	親子の真剣でひたむきな努力による心の絆で、必ず乗り越えられるものだということの認識を新たにいただき、周りの人たちもその努力を後押しできるような環境ができることが望ましいと思います。		幼児児童生徒一人ひとりを見取り、教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導と必要な支援を行っていくこととしています。	D 参考

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。